

平成30年度 事業計画

《基本方針》

厚生労働省では、地域共生社会の実現に向けて、これまでの対象者ごとの縦割り支援から、すべての人々が年齢や状況を問わず、困りごとに応じた適切な支援を受け、住み慣れた地域で、いきいきと、元気に、活躍できるような「地域づくり」を進めることとしています。また、平成30年度には、各福祉分野（生活困窮、介護、障がい、子ども・子育て等）の制度見直しと報酬等の改定が予定されています。

それらの状況を踏まえ、3年目を迎える「第3期羽曳野市地域福祉活動計画」では、基本理念である「一人ひとりの想いをつなぎ結びあう地域づくり」を実現するために3つの目標と一つの基本姿勢（地域福祉を総合的に推進するために、社協の組織体制と機能の強化を図っていきます。また、第3期羽曳野市地域福祉計画と連動して取り組みを進めていきます。）を掲げ地域福祉の実践を進めていますが、中間年となる今年度は、社会情勢や進捗状況を考慮し見直しの時期として計画が確実に実践できるように努めます。

平成30年度より「生活困窮者自立相談支援事業」の業務委託を受けます。生活困窮者に対し、就労やその他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行い適切な支援を行います。

ベビーハウス社協では定員を90名から120名に増員します。保育園（あおぞら保育園・ベビーハウス社協）運営は、安心安全な保育園として、園児の健やかな成長を支え保護者に寄り添い安定した運営を行います。

また、社会福祉を取り巻く制度改正や新たな法の施行などによる本会を取り巻く環境の変化を注視し、地域住民のニーズを的確に把握し校区福祉委員会や福祉施設連絡会等及び地域と共に「住民と行政・社協・専門職の協働による地域福祉」を推進していきます。

《重点施策》

- ・ 第3期羽曳野市地域福祉活動計画の推進
- ・ 第3期羽曳野市地域福祉計画との連携
- ・ 人権に関する取り組みの推進
- ・ 在宅介護支援事業の実施
- ・ ボランティア活動の促進
- ・ 保育園事業の実施および保育園と地域の交流
- ・ 組織強化と健全経営

以上を重点施策に掲げ、次の事業を推進します。

《事務局事業概要》

1. 組織強化及び情報提供

経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明化の向上のため安定した運営を行い、組織の強化、関係機関、団体との連携を図ります。

地域福祉推進の財源確保のため、各町会にご協力いただいている、地域福祉活動協力金は趣旨、目的をさらにご理解いただくため、事業内容を社協広報誌等に掲載し積極的にPRします。

- ・ 福祉基金の積み上げと地域福祉活動協力金への理解と拡大
- ・ 組織構成会員の拡大による社協組織体制の充実
- ・ 関係機関、団体との連携
- ・ 社協だより、ボランティア情報誌、保育園だより、パンフレット、ホームページ等による情報提供
- ・ 健全な経営と事業の透明化

2. 地域福祉活動

第3期地域福祉活動計画を多くの市民のみなさまに理解してもらい、今後の活動に繋げていただくための研修会を開催します。また、校区福祉委員会と身近な地域ボランティアや行政、社協などの福祉関係機関が連携して支援する「小地域ネットワーク活動」、その活動を一步進めて専門職も加えた地域福祉推進チームが支援の必要な人を支える「ふれあいネット雅び」、災害時に要援護者の被害を少しでも少なくしようとする「災害時要援護者支援ネットワーク構築事業」、地域における見守り・発見・サービスへのつなぎ役である「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業」、高齢者がサポーター活動を通して社会参加・地域貢献をする、介護支援ボランティアポイント制度「きらきらシニアプロジェクト（きらプロ）事業」など、計画実現のための事業を一層推進します。

- ・ 校区福祉委員会の支援強化、校区福祉活動計画の策定への支援
- ・ ふれあいネット雅びの拡充
- ・ 災害時要援護者支援ネットワーク構築事業の推進
- ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談援助業務の推進
- ・ 介護者家族の会との連携と支援
- ・ 福祉施設連絡会事務局として研修等の活動支援
- ・ 「きらきらシニアプロジェクト事業」の推進

3. 在宅介護支援事業と在宅福祉活動

利用者が可能な限り地域での快適な生活が送れるよう適切なサービス提供に努めるとともに、利用者の状態に応じて質の高いサービスが提供できるよう、人材確保・人材育成を図り、地域や関係機関と連携して事業運営を図っていきます。また、そのために介護保険法・障害者総合支援法による福祉サービスの収支の適正なバランス調整をすすめ安定した事業所運営に努めます。

また、羽曳野市介護認定審査会委員への協力や介護認定調査の受託を行います。

さらに、羽曳野市介護保険事業者連絡協議会事務局として、サービス事業所と連携し、事業所間の交流会や研修会の開催等、企画・運営をサポートします。市民の皆様やボランティアの協力のもと、車いすの無償貸出や福祉有償運送サービスも引き続き実施していきます。

- ・ 介護保険（訪問介護、居宅介護支援）事業の効果的推進と利用者サービスの充実
- ・ 障がい者居宅介護事業や特定相談支援事業の効果的推進と利用者サービスの充実
- ・ 介護予防、日常生活支援総合事業の実施
- ・ 車いすの無償貸出事業の実施
- ・ 車いすご利用の方の福祉有償運送サービス（移送サービス）の実施
- ・ 介護保険事業者連絡協議会事務局としての活動支援
- ・ いきいき支援サービスの実施

4. ボランティアセンターの運営と西部事務所を拠点としたボランティア活動の促進

ボランティア活動に関する相談や登録、関係機関への照会・連絡・調整などを行うとともに、ボランティア養成講座の開催やボランティア連絡会の活動を支援します。

- ・ ニーズに合わせたコーディネートの充実
- ・ ボランティア相談及び情報の提供
- ・ ボランティアの募集強化
- ・ ボランティア育成のための養成講座、体験事業の実施
- ・ ボランティア連絡会の活動支援
- ・ 福祉教育の推進
- ・ 西部事務所を拠点としたボランティア活動の促進

5. 援助事業

日常生活上の心配ごとや悩みごとの相談を受け、助言や専門的な窓口の紹介等を行い、問題解決への支援を行います。

低所得者・障がい者・高齢者世帯等を対象に低利で必要な資金の貸付を行うことにより、世帯の自立を支援します。

認知症、知的・精神障がい等により判断能力にハンディキャップのある人に対し、福祉サービスを利用する手続きや日常の金銭管理の援助などの支援を行います。

だれもが生活困窮に陥るかもしれない恐れがある社会の中、生活困窮のさまざまな原因に対し、専門の支援員が相談に応じ支援計画を策定し、その方にあった自立に向けて支援を行います。

- ・ 生活困窮者自立支援制度 自立相談支援事業
- ・ 心配ごと相談（東部・西部地域2ヶ所）の実施
- ・ 生活福祉資金貸付事業の実施
- ・ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の充実

6. 高年生きがいサロン運営事業

60才以上の方の生きがいづくりや健康づくり、介護予防を目的とし、地域のボランティアの協力のもと、地域に密着した介護予防事業を行います。また、指定管理

者として適切な運営を行います。

- ・ 高年生きがいサロン2号館、3号館、5号館、6号館の指定管理運営
- ・ 介護予防事業の実施
- ・ 生きがいサロン運営協議会の充実

7. 日本赤十字事業

日本赤十字社との連携を強め、各種講習会を実施します。活動に必要な資金・寄付金・義援金について、趣旨、目的をさらにご理解いただくためのPRを行うとともに、適正な管理を図ります。

献血推進には、若年層から協力いただけるようにPRを図ります。

- ・ 赤十字活動資金募集の実施
- ・ 赤十字奉仕団との連携と支援
- ・ 各種講習会の開催
- ・ 献血事業の推進

8. 共同募金運動事業

大阪府共同募金会との連携を強め、趣旨、目的をさらにご理解いただくためのPRを行うとともに、適正な管理を図ります。

歳末たすけあい運動募金は、配分委員会のもと適正に配分します。

- ・ 赤い羽根共同募金運動の実施
- ・ 歳末たすけあい運動募金の実施及び配分
- ・ 養護施設へのサンタクロース訪問
- ・ 子育てサロン及び障がい者施設への支援助成

9. その他

本会の福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者からの苦情に対し第三者委員とともに苦情の解決に努めます。

職員の人権意識の向上を図るため、啓発活動や研修会を行います。

- ・ 苦情相談に関する第三者委員との連絡調整
- ・ 人権研修等職員の資質向上のための継続的な研修の実施
- ・ 人権週間への協力参加

《保育園事業概要》

1. あおぞら保育園

保育方針

1. 元気に仲良く遊べる子どもを育てます。
2. 自分で考え自主的に行動できる子どもを育てます。
3. 豊かな感性を持つ子どもを育てます。
4. あいさつや、返事ができる子どもを育てます。
5. いたわりや、思いやりの心を持つ子どもを育てます。

子どもたちが毎日元気に楽しく園生活を送ることが出来るよう、園と家庭が常に連携をとり保育を進めています。また地域子育て支援や地域交流の機会を多く持ち、「悩んだときは保育園に気軽にどうぞ」と幅広くさまざまな形で支援活動を積極的に行います。

- ・ 健全な運営
- ・ 保育士による育児相談、スマイルサポーター、園庭開放による地域子育て支援
- ・ 子育て支援自主事業げんきっこクラブの実施
- ・ 地域の子育てサロンへの保育士派遣と園児交流
- ・ 夕涼み会、クリスマスなど住民参加の季節行事、世代間交流などの地域交流
- ・ もちつき大会園児保護者参加
- ・ 幼保交流、南大阪ブロック保育園交流、地域小学校交流、老人施設訪問
- ・ 次世代子育て支援（中学生職業体験受入・実習生受入・ボランティア受入）
- ・ 古市校区福祉委員会との連携
- ・ 英会話教室、体育教室の実施
- ・ 金剛山雪山あそび体験
- ・ 地域交流による、野菜収穫体験の実施

2. ベビーハウス社協

保育方針

1. 命を守り丈夫な体を育てるために、安全に注意し、食事・睡眠・清潔等、一人一人に即した養護を行います。
2. 人との関わりの中で人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに 自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培います。
3. 集団の一員としての責任を自覚させ、円満な人間関係を通じて、社会生活のあり方を習得させます。

在園の親子はもちろん、一時保育や地域行事などで当園を利用されている親子にも、今まで以上に人と人との関わりを大切にしながら、親子同時支援に力を入れていきます。日々の生活や年間行事を通し、心と体の成長を促します。元気で明るいみんなの声が広がる保育園となるように、地域の方々の見守りに助けられながら、地域の子育て支援も積極的に行っていきます。

- ・ 健全な運営
- ・ 90名定員から120名定員に定員変更を行います。
- ・ ベビっこひろば、体験保育、スマイルサポーター、園庭開放による地域子育て支援
- ・ 地域の子育てサロンへの保育士派遣
- ・ ベビーハウスまつり、世代間交流などの地域交流
- ・ 南大阪ブロック保育園交流
- ・ 学校等教育機関、高鷺地区校区福祉委員会との連携
- ・ 地域交流による、野菜収穫体験の実施
- ・ 次世代子育て支援（中学生職業体験・高校生夏休み課題受入・実習生受入・短大出前保育受入）

- ・ 緊急一時保育きしゃぼっぽぐみによる一時保育
 - 緊急一時保育きしゃぼっぽぐみ開園時間
 - ①月曜日～土曜日 午前7時～午後8時 (但し祝日は休み)